

平成 27 年度 糸魚川市都市計画審議会 会議録

日	平成 27 年 11 月 26 日	時間	10:00～11:40	場所	市役所 201・202 会議室
件名	議事 都市施設の区域及び面積の変更について（中間報告）				
出席者（敬称略）	1 出席委員（11 人） 猪又史博、中出文平、堀口裕子、柳音松、西野正、大滝豊、中村実、蘆屋秀幸、 荻原寿彦、小嶋ます子、平野拓二 2 欠席者（3 人） 伊藤武夫、木島和子、樋口一二三 3 市職員（8 人） 織田副市長 環境生活課：五十嵐課長、伊藤清掃センター長、大久保補佐 建設課：串橋課長、見邊補佐、五十嵐係長、山崎主査				
会議要旨 1 開会（10:00） 2 副市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長、副会長の選挙 会長に猪又史博委員、副会長に中出文平委員を選出 5 会長あいさつ 6 議事 都市施設の区域及び面積の変更について（中間報告）					
■説明 【事務局（建設課）】 都市施設の区域及び面積の変更について説明する。 都市計画の名称については、当市は、市町合併後「糸魚川都市計画」区域一つのみであり、面積は約 9,529 ヘクタールを決定している。 今回変更となる都市施設の種類は、ごみ焼却場と汚物処理場となる。都市施設とは、都市計画法により都市計画区域内において定めることができる施設のことで、都市計画道路や公園などが一般的である。また、下水道やごみ焼却場、汚物処理場などの処理施設、教育文化施設、社会福祉施設、火葬場なども定めることができるとされている。 これらの施設は、良好な都市の環境を確保する上で必要であるが、都市計画に定めることにより、計画段階から整備に必要な区域を明確にし、長期的な視点から計画的な整備ができることや、配置を広く住民に示すことにより、開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を促進することなどに意義があるとされている。 また、建築基準法では、ごみ焼却場や汚物処理場などは、都市計画にその位置を定めなければ、建築することができないことになっている。 今回変更の対象となる都市施設の位置については、別紙 1 のとおりである。糸魚川市清掃センターは、青海地域須沢地内の一級河川姫川左岸の海岸線付近に所在している。周辺には、下水処					

理場や生コン工場などもある工業地域であるが、南西側にはごみ処理の予熱利用による温浴施設や住宅も立地している。

現在の清掃センターの敷地は、概ね西側半分が「ごみ焼却場」、東側半分が「汚物処理場」の区域として都市計画決定されている。新しいごみ処理施設は、現在のごみ処理施設の南側の建て替え用地に建設する予定であるが、施設の機能、動線、更新計画等を総合的に検討した結果、一部汚物処理場の区域にまたがる配置計画として、現在、基本設計が進められている。

このことから、ごみ焼却場にあっては一部区域を追加し、かつ、面積を増加し、汚物処理場にあっては一部区域を廃止し、かつ、面積を減じる、都市計画の変更が必要となるものである。

別紙4は、ごみ焼却場と汚物処理場の区域について、現状と変更を表したものである。上段が現状の区域で、下段が変更後のイメージである。新施設の規模や配置等が決定していないので、現段階では未確定であるが、概ね、下段のような変更、すなわち青の点線で囲まれた区域を、それぞれ、追加し又は減じるものである。

別紙3は都市計画決定している事項の新旧対照表である。都市計画法では、都市施設の種類、名称、位置及び区域、さらには面積などを定めることとされており、その中で、今回は赤字の項目が、変更の対象となる。

最後に、今後の工程については、平成29年の6月市議会において、新施設の契約締結の議決をいただくことを目標として、それまでに都市計画の変更を行いたいものである。各種定められた手続きを踏まえて、本審議会においては、平成29年3月頃を目標として、変更の決定をいただきたいものである。続いて、清掃センターの概要について、環境生活課から説明する。

【事務局（環境生活課）】

糸魚川市清掃センターは、ごみ処理施設とし尿処理施設を有し、昭和41年から現在の位置で廃棄物の処理を行っている。

現施設は、ごみ処理施設が4代目、し尿処理施設が2代目となる。

現在のごみ処理施設は、平成14年度に稼働し、13年が経過しているが、平成31年度まで稼働する予定である。処理方式は、炭化方式で、処理能力は70t/日である。

また、当市では、平成23年度から次期ごみ処理施設の検討を始め、平成25・26年度には「ごみ処理基本構想検討委員会」において、処理方式などを検討している。

今年度はその結果を基に、基本設計や生活環境影響調査等を行う予定であり、基本設計の基となる公害防止計画については、地元須沢区から了解を得ている。地元に対しては、これまで3回の説明会を実施し、建替えの同意を得ており、今後も、随時情報提供を行う。なお、次期ごみ処理施設は、平成32年4月に供用開始する予定で整備を進めている。

し尿処理施設は、平成4年度から稼働し23年が経過している。処理能力は、73kL/日であるが、近年の下水道処理区域の拡大に伴い、し尿の搬入量が減少しており、施設規模に対して40%程度の運転状況である。

また、平成29年度中に、隣接する青海浄化センターと接続する計画があるため、今後、同じ規模での建て替え計画は無く、今回の区域変更により面積が減じることは支障が無いと考えている。

■ 質疑応答

【委員】

現在のごみ処理施設炭化システムは、今まで故障も多く色々あったが、今のところ新施設はどういった方式でやっていくのか、ある程度方向性が見えていると思うので、その辺の説明をお願いします。

【事務局】

処理方式については、現在はストーカ方式の採用に向けて協議を進めている。ストーカ方式とは、ごみを燃やす最もシンプルな方式であり、炭化システムの前の昭和 57 年から稼働していた施設でも採用していた方式である。

【委員】

一番単純な方式になるということで、故障も少ない大変良い方式だと思う。

【委員】

今ほどの説明の中で、都市計画概要というものの中に、都市計画マスタープランの策定が平成 19 年 8 月 31 日ということは、合併して 2 年後の策定ということになるが、記憶をたどっても引き出しが見つからない。新たに新任された方もいらっしゃるということなので、その辺の配慮が欲しいのだが。

【副会長】

この後、事務局から都市計画概要について話をして欲しいと言われている。新委員への配慮であると考えている。

【委員】

現在のごみ処理施設は、平成 14 年に稼働して 13 年が経っているということで、新たに作る予定のものはこれくらいの耐用年数なのか。

【事務局】

今の施設は概ね 15 年で耐用年数が来るということで、次期施設の準備を進めているが、今度は概ね 20 年程度は持つということである。環境省では既存の施設をなるべく長寿命化するよう指導があり補修して使用したいところだが、今回はストーカ方式で更新した方がいいだろうという判断で、新たに建設することを予定している。

【委員】

最初造った時は何もない姫川の川下にポツンと処理場があったが、近隣に住宅がどんどん張り付いてきている。過去 3 回の説明をして了解を得ているということだが、地元の反対のないように配慮をお願いしたい。

【事務局】

地元の皆さんの理解が無ければ、特にこういう施設は建設することは非常に難しいと十分認識している。地元の皆さんとは密接に連絡し説明し、理解を得ながら進めさせていただきたいと考えている。

7 講演

都市計画の概要について

長岡技術科学大学 副学長 中出文平氏

8 閉会 (11:40)